

今後の課題について

平成29年8月23日 大学分科会（第137回）・
将来構想部会（第4回）合同会議
資料5 「地域における質の高い高等教育機会の確保のため
の方策について－連携と統合の可能性－」（抜粋）

今後、18歳人口が減少することを踏まえ、高等教育全体の規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育出・県内への機会の確保について検討する必要がある。

前回の将来構想部会で平成45年度の推計をお示した通り、地域によって将来の大学進学者数や入学定員充足率、県外への流入の割合、国公私との割合等が異なっていると同時に、地方の私立大学ほど厳しい経営状況に陥る傾向にあるなど、地域によって高等教育の置かれている状況も異なっている。

各地域において、2040年頃においても、質の高い高等教育機関が存在し、希望する者が適切にアクセスできる機会を確保するために議論が進められることは、進学希望者のみならず、地域の発展にも重要である。そのために、各大学の教育資源と現代のテクノロジーを最大限に活用する観点から、今後、連携方策を多様化し更なる連携を進めるとともに、統合方策についても検討する必要があるのではないか。

【連携に係る現状の課題例】

- 連携の多くが同地域内留まっている。
- 資格に関する科目については、課程認定やコアカリキュラムの関係から、受講者が少なくとも設置する必要がある。
- 全ての科目を自大学で開設することが設置基準上の原則となっている。これは、単位互換等をする際も同様で、相当程度の同等性のある科目を自大学で開設することが前提となっている。
- 教員は一つの大学に限り専任となることが原則となっている。

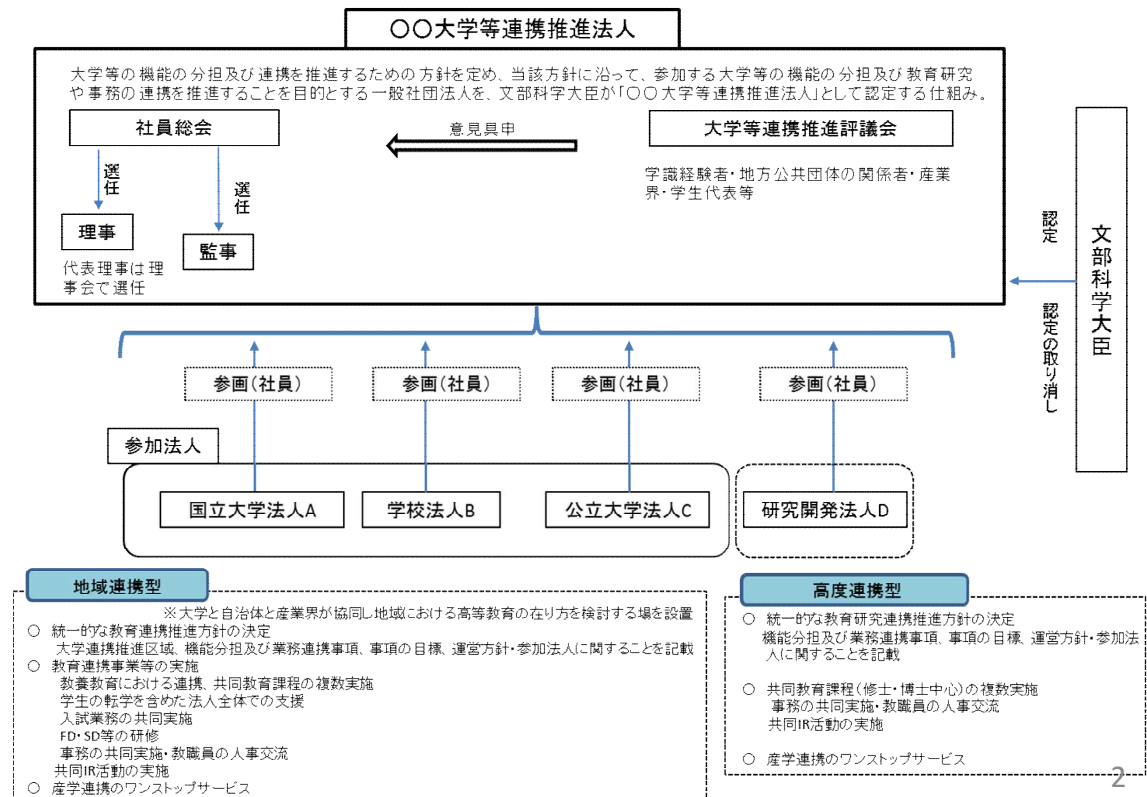
【統合に係る現状の課題例】

- 学校法人の統合については私立学校法等の規定があるが、国公私を通じた統合の仕組みはない。
- 国立大学法人は1大学のみでの設置であり、学校法人と異なり、複数大学の設置は認めれていない。
- 各法人の独立性や独自性が強く、企業等の異なり自律的な連携・統合が進みにくい。
- 特に私立大学は、建学の精神の承継の観点から法人の自主性を尊重しつつどのように統合を推進するかが課題。

2. 連携方策

- 大学として中軸となる「強み」や「特色」を明確にした上で、それらを伸ばしていくために、大学間で連携を進めていくことも、一つの方策ではないか。
- 昨年12月の「今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理」では、地域の高等教育機関が、産業化や地方公共団体とともに将来像の議論や具体的な交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」について提案しているが、その在り方の一つとして、より強い結びつきを持った「大学等連携推進法人（仮称）」の制度の創設を検討してはどうか。

＜大学等連携推進法人（仮称）イメージ＞



- 連携を推進するための制度的な見直しについてどう考えるか。

- 上記に加え、連携を推進する方策（単位互換制度と自ら開設の関係や、教員が一つの大学に限り専任となる原則 等）も引き続き検討する。

2. 高等教育機関の教育研究体制 (多様性を受け止めるガバナンス)

- 複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、一法人一大学となっている国立大学の見直し、私立大学における学部単位等での事業譲渡の円滑化、国公立の枠組みを越えて大学等の連携や機能分担を促進する制度の創設など、定員割れや赤字経営の大学の救済とならないよう配慮しつつ、大学等の連携・統合を円滑に進めることができる仕組みや、これらの取組を推進するための支援体制の構築など実効性を高める方策について検討することが必要である。
- 学外の教員や実務家など多様な人的資源を活用し、多様な年齢層の多様なニーズを持つ学生を受け入れていくためには、高等教育機関は他の機関や、関係する産業界、地域の地方公共団体などと連携し、必要とされる教育研究分野、求人の状況、教員や学生の相互交流などについて、恒常的に意思疎通を図るような体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築することが必要である。

<具体的な方策>

大学等の連携・統合の可能性

3. 国公立の枠組みを越えた連携の仕組み

- 国公立の設置形態の枠組みを越えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど、各大学の強みを活かした連携を可能とする制度(大学等連携推進法人(仮称))の導入に向けて検討する。その際、連携を推進する制度的な見直し(例えば、単位互換制度に関連して全ての科目を自大学で開設するという設置基準の緩和や、教員が一つの大学に限り専任としてカウントされるという設置基準の緩和 等)も併せて検討する。なお、定員割れや赤字経営の大学の救済とならないよう配慮するとともに、質の保証を図りつつ、大学間の連携が進むよう留意する。

複数の高等教育機関、産業界、地方公共団体との恒常的な連携体制の構築

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界とが恒常的に連携を行うための体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」の構築を進めるとともに、「地域連携プラットフォーム(仮称)」において議論すべき事項について、国による「ガイドライン」策定を検討する。

4. 18歳人口の減少を踏まえた大学の規模や地域配置

(国が提示する将来像と地域で描く将来像)

- 地域で高等教育の将来像を描く場合には、その地域の単位が問題となる。都道府県なのか、より広域なエリアなのか、都市圏、都市に隣接する地域、地方などの特性により地域によって様々なのか、今後、地域の関係者とともに、引き続き検討していくことが必要である。いずれにせよ、地域の高等教育機関が高等教育という役割を越えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体とともに将来像の議論や具体的な交流等の方策について議論する「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築するための具体的な仕組みについても検討していくことが必要である。

- 地域における将来像を描く際は、各地域の立地条件や産業状況、歴史的背景など特有の事情を考慮する必要があり、国が直接関与することが非常に困難である。一方で、議論の前提としての各種データの網羅的な収集・整備、地域間での連携プラットフォーム(仮称)の構築への関与、連携・統合の仕組みの制度的整備などは国が担うべき役割である。

「大学等連携推進法人(仮称)」に関する制度的な見直し

単位互換に関連して全ての科目を自大学で開設するという設置基準の緩和

- 単位互換に関連して全ての科目を自大学で開設する「自ら開設」については、全ての大学に対して、教育課程上の位置付けに応じた単位認定の基準と方法を明確にするなどして、教育の豊富化等の観点から運用が拡大する方向を目指してはどうか。
- また、大学が大学等の連携を進める取組として、大学連携推進法人(仮称)等に参画する大学が合同で教学管理体制を整え、学修成果の見える化を図ること等を前提に合同授業のような運用ができないかを検討することとしてはどうか。

※その際の質保証の留意点として、

- 徹底した情報公表
- 学修成果の可視化 等を求めていくこととしてはどうか。

■大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について(抜粋)

(留意事項)

三 授業科目の開設に関する事項

大学設置基準第19条第1項は、大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨であること。ここでいう「必要な授業科目」とは、各大学が定める卒業の要件を満たす単位数に算入することのできる授業科目を想定していること。ただし、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められるものであること。なお、このような授業を行う場合には、例えば、

- 1 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- 2 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- 3 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- 4 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

「大学等連携推進法人(仮称)」を認定する際の基準の内容として想定されるもの

(例)

- ① 大学連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。
- ② 大学連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ 大学連携推進方針に必要な事項を記載していること。
- ④ 役員について、理事3人以上、監事1人以上とし、代表理事を1人置いているものであること。
- ⑤ 理事会を置いているものであること。 等

＜参考：地域医療連携推進法人における医療連携推進認定の基準について＞

※平成29年2月17日付け厚生労働省医政局長「地域医療連携推進法人制度について」通知より一部改編の上、抜粋

- ① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。
- ② 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。資金の貸付け等は当該特別の利益に当たらないものであること。
- ④ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑤ 医療連携推進方針に別で定める事項を記載していること。
- ⑥ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- ⑦ 社員は、参加法人及び別で規定している者に限る旨を定款で定めているものであること。
- ⑧ 病院等を開設する参加法人の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人の議決権の合計を超えるものであること。
- ⑨ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- ⑩ 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、定款の定めが、
 - ・ 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
 - ・ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。
- ⑪ 参加法人の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- ⑫ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事としない旨を定款で定めていること
- ⑬ 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。
 - ・ 理事3人以上・監事1人以上であること。
 - ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。
 - ・ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。
- ⑭ 代表理事を1人置いているものであること。
- ⑮ 理事会を置いているものであること。
- ⑯ 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。
 - ・ 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。
 - ・ 参加法人が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。
 - ・ 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。
- ⑰ 参加法人が予算の決定、借入金、重要な資産の処分、事業計画の決定、定款変更、合併、分割、解散等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
- ⑱ 医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団法人たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団法人たる医療法人に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- ⑲ 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。